

内閣参質二一二第八四号

令和五年十二月十九日

内閣総理大臣 岸田 文雄

参議院議長 尾辻 秀久 殿

参議院議員辻元清美君提出離婚後共同親権制の導入に係る課題等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員辻元清美君提出離婚後共同親権制の導入に係る課題等に関する質問に対する答弁書

一、二及び五から七までについて

離婚及びこれに関連する制度に関する規定等の見直しについては、令和三年二月十日に法務大臣の諮問機関である法制審議会に諮問がされ、法制審議会家族法制部会において、調査審議が行われているところであり、現時点において、お尋ねについてお答えすることは困難である。

三について

御指摘の「いわゆる子連れ別居」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではなく、お尋ねについては、仮定の質問であり、お答えすることは困難である。

四について

お尋ねについては、仮定の質問であり、お答えすることは差し控えたい。